

広島県告示第五百八十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

三原市

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型ばかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
平成三〇年八月二日 平成三一年三月二日	当該計量器の所在場所

四 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会